

広島県告示第千百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和七年一月九日までの間、縦覧に供する。

令和六年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

新市三次線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
三次市西河内町一四番一地先から 三次市西河内町字大平山一〇〇〇三番一地先 まで	旧	四・七〇〇 一 〇・五〇	二九六・一〇		
	新	一一・七〇〇 六五・〇〇	二九六・一〇	拡幅	